

エコ通勤優良事業所長期継続認証ロゴマーク使用規程

1. 目的

この使用規程は、エコ通勤優良事業所認証実施要綱第13条に基づき、エコ通勤優良事業所認証制度の長期継続認証ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に際して、遵守すべき事項を定めるものです。

2. ロゴマーク

(1) ロゴマークの使用許可

エコ通勤優良事業所として新規認証・登録されて満10年、満20年、又は満30年を迎えた事業所には、ロゴマーク（下図）の使用を許可し、それぞれロゴマークダウンロード用URLを連絡します。



長期継続認証ロゴマーク（満10年以上20年未満）



長期継続認証ロゴマーク（満20年以上30年未満）



長期継続認証ロゴマーク（満30年以上）

(2) ロゴマークの使用上の注意

- ①ロゴマークは、別紙「長期継続認証ロゴマーク」の使用について」に基づいて使用してください。
- ②ロゴマークを縮小または拡大して使用する場合は、縮小または拡大後の各部分は2. (1)項の図と同一の縦横比率としてください。
- ③ロゴマークは、認証・登録日から満10年以上、満20年以上、又は満30年以上の登録事業所に限り使用が認められます。
- ④複数の事業所があり、その一部の事業所が認証・登録されている場合において、ホームページ、パンフレットなどの広報資料、役員・営業担当者の名刺などに使用する場合は、登録されている事業所名を併記することにより、ロゴマークを使用することができます。

(3) ロゴマークの使用中止

次の場合にはロゴマークの使用を中止しなければなりません。

- ①不適切な使用があり、事務局が使用許可を取り消した場合
- ②認証・登録された事業所の登録が失効した場合

3. 規程の改訂

この使用規程は、必要に応じて、事前の通知なく改訂される場合がありますので、ご承知ください。

付則

この規程は、令和元年6月21日から施行する。